

鳥取県消防士試験委員会

鳥取県消防士試験委員会

鳥取県消防士試験委員会

# 鳥取県公報

（号外）  
 鳥取県  
 消防士試験  
 委員会  
 の  
 告示  
 第1号

鳥取県知事 石 崎 二 朗

## 公 告

消防法（昭和25年法律第166号）第17条の7の規定により、次のとおり消防設備士試験を実施するので、消防法施行規則第53条の11の規定により公告する。

昭和41年7月23日

鳥取県知事 石 崎 二 朗

### 1 正統試験

(1) 試験の日時及び場所

試験の日時

筆記試験 昭和41年8月30日午前8時30分から

実技試験 昭和41年9月13日から15日までのうち後日通知する日

試験の場所

筆記試験 鳥取県庁 鳥取県庁

実技試験 鳥取県庁 鳥取県庁

米子市消防団 鳥取県消防組合事務所

実技試験 後日通知する場所

### (2) 試験の要項

試験の要項は、甲種消防設備士試験（以下「甲種試験」といふ。）及び乙種消防設備士試験（以下「乙種試験」といふ。）とし、次の規定区分ごとに行なう。

ただし、同時に1人で受験できる規定区分の数は、3規定区分の範囲とする。

規定区分	試験科目
第1種	工業又は設備を行なうことが出来る消防用設備等の設置
第2種	消防水設備
第3種	不燃性ガス配水設備、燃焼性ガス配水設備又は給水用配水設備
第4種	自動火災報知設備又は消火設備～通報する火災報知設備
第5種	全気性避難はしご、救急用又は消防用
第1種	エアリソクラー設備又は水噴霧式設備
第2種	消防水設備
第3種	不燃性ガス配水設備、燃焼性ガス配水設備又は給水用配水設備
第4種	自動火災報知設備又は消火設備～通報する火災報知設備
第5種	全気性避難はしご、救急用又は消防用
第6種	消火器
第7種	電気火災警報機

### (3) 試験料

丁 筆記試験

筆記試験は、次の科目について行なう。

- ア 図解又は電気に關する基礎的知識
- イ 消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法
- ウ 消防関係法令

イ 実地試験  
 実地試験は、筆記試験の合格者に対し、次の科目について行なう。  
 ア 甲種試験にあつては、受験に係る指定区内の設備の工事及び整備の方法  
 イ 乙種試験にあつては、受験に係る指定区内の設備の整備の方法

(1) 受験資格

- ア 甲種試験は、試験当日までに次のいずれかに該当する者が受験できる。
- イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第35号)による中等学校において機械、電気、工業化学又は建築に關する学科を修めて卒業した者
- ロ 乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上消防用設備等の設備の試験を有する者
- ハ 消防法施行規則第55条の7の規定により、知事がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

イ 受験手続

1 受験願書提出期間  
 昭和41年7月25日から昭和41年8月5日午後5時まで(郵送の場合)

合は、昭和41年8月5日午後5時までに書留のものに限る。) )

イ 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県警消防部地方課消防係

ウ 提出書類等

- ア 受験願書  
 所定の用紙(白色のもの)により、試験の種別及び指定区分ごとに提出すること。
- イ 写真 1枚  
 受験願書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横5センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの
- ロ 受験資格を有することを証明する書類
- ハ 受験手数料及びその納付方法

イ 受験手数料

甲種試験 1,500円  
 乙種試験 1,000円

ロ 納付方法

イ 記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の受験料用紙にはりつけて納付すること。この場合、捺印をしないこと。  
 ロ 既納の手取料は、申込むを取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

ハ 試験科目の一部免除

ア 消防法施行規則第33条の7第1号に該当する者は、(1)試験科目のうち乙種の科目を免除する。

(1) 試験の日時及び場所

試験の日時  
 昭和41年8月23日から25日までのうち後日選定する日時

試験の場所

鳥取市東町 鳥取県庁

(2) 受験資格

- ア 昭和41年4月22日までに次のいずれかに該当する者
- イ 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士で自動火災報知設備又は消防機関へ通報する火災報知設備の工事及び整備又は電気火災警報器の整備について2年以上の実務経験を有する者
- ロ 給水責任技術者(地方公共団体の水道事業に關する条例又はこれに基づく規程による給水責任技術者(給水装置技術者その他の類似の名称のものを含む。)をいう。)
- ハ 東京都消防設備士(東京都火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第62条に基づく消防設備士をいう。)

(3) 試験の方法

特別試験は、次の種別及び指定区分により行なう。

受験資格	特別試験の種別及び指定区分
電気工事士	甲種第4類、乙種第7類
給水責任技術者	甲種第1類
	第3類 甲種第1類 甲種第2類
	第4類 甲種第3類

イ 消防法施行規則第33条の7第2号に該当する者で、次に掲げる消防の部門に係るものに対しては、当該各部門に掲げる指定区分に係る筆記試験について(1)試験科目のうちアのイ及びロを免除する。

部 門	種 別	区 分
機械部門	第1類、第2類、第3類、第5類	
電気部門	第4類	
化学部門	第2類、第3類	
衛生工學部門	第1類	

ロ 消防法施行規則第33条の7第3号又は第4号に該当する者に対しては、(1)試験科目中アのイ及びロのうち電気に關する部分を除く。

ハ 消防法第21条の3第3項の試験の実施業務に2年以上従事する日本消防協会協会の職員に対しては、(1)試験科目中アのイ及びロを免除する。

ニ 消防法施行規則第33条の7第3号に該当する者に対しては、(1)は試験科目イのイ及びロのうち電気に關する部分を除く。

(1) その他

ア 受験願書は、各市消防本部又は鳥取県警消防部地方課に請求すること。  
 イ その他不明の点は、鳥取県警消防部地方課に問い合わせること。

2 特別試験

この試験は、消防法施行規則の一部を改正する省令(昭和41年自治省令第6号)附則第2項に規定する他の試験の方法によるものである。

第1号	第5号	甲尾第4号
第2号	第6号	甲尾第5号
第3号	第7号	乙尾第6号
第4号	第8号	乙尾第7号
第5号	第9号	乙尾第8号
第6号	第10号	乙尾第9号

(4) 試験科目  
試験科目は、次の表のとおりとする。

電気工事又は給水責任者	1. 市防本部に提出する試験科目 2. 試験に際して市防本部が指定する試験科目 3. 市防本部が指定する試験科目 4. 市防本部が指定する試験科目
東京府防衛課長	1. 市防本部に提出する試験科目 2. 試験に際して市防本部が指定する試験科目 3. 市防本部が指定する試験科目 4. 市防本部が指定する試験科目

- (5) 受験手続  
 ア. 受験願書受付期間  
 昭和41年7月25日から昭和41年8月5日午後5時まで。(東京の場合には、昭和41年8月5日午後5時までには着信のものに限る。)  
 イ. 受験願書の提出先  
 鳥取市東町 1丁目220 鳥取県建設部地方課消防係  
 ウ. 提出書類等

- エ. 受験願書  
 1. 受験願書の用紙(青色のもの)により、試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。  
 2. 写真 1枚  
 3. 受験願書提出前6月以内に撮影した横4センチメートル、縦5.5センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの  
 4. 受験資格を有することを証明する書類  
 5. 電気工事にあつては免状の写し及び実務経験についての事業主の証明書  
 6. 給水責任技術者にあつては、水道事業の管理者の監修証の写し  
 7. 東京府防衛課長にあつては、東京府防衛課長印の交付を受けている旨の証明書又は東京府防衛課長印の写し  
 8. 受験手数料及び納付方法等  
 9. 受験手数料 1,500円  
 10. 乙種試験 1,000円  
 11. 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入印紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合納紙をしないこと。  
 12. 既納の手数料は、申込みを取り消し又は受験しなかつた場合でも返還しない。  
 (6) その他  
 1. 受験願書の用紙は、県内各市市防本部又は鳥取県建設部地方課に請求すること。  
 2. その他不明の点は、鳥取県建設部地方課に問い合わせること。

鳥取県建設部地方課消防係 電話 220 鳥取市東町1丁目220

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
 (土曜日の場合は、前日発行)  
 (休日の場合は、翌日発行)

告示  
 鳥取県令(昭和三十一年政令第二百六十五号)第四條第一項の規定に基づき、市街地区域内の道路で自動車の交通量がきわめて少ないと認められるもの指定  
 鳥取県令(昭和三十一年政令第二百六十五号)第四條第一項の規定に基づき、市街地区域外の道路で自動車の交通量がきわめて少ないと認められるもの指定

## 告示

鳥取県令(昭和三十一年政令第二百六十五号)第四條第一項の規定に基づき、市街地区域内の道路で自動車の交通量がきわめて少ないと認められるもの指定  
 鳥取県令(昭和三十一年政令第二百六十五号)第四條第一項の規定に基づき、市街地区域外の道路で自動車の交通量がきわめて少ないと認められるもの指定

昭和四十一年七月三十日  
 鳥取県知事 石 橋 二 郎

指定の道路	指定の道路	指定の道路	指定の道路
鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220
鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220
鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220
鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220
鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220
鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220
鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220
鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220
鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220	鳥取市東町1丁目220

鳥取県令(昭和三十一年政令第二百六十五号)第四條第一項の規定に基づき、市街地区域内の道路で自動車の交通量がきわめて少ないと認められるもの指定  
 鳥取県令(昭和三十一年政令第二百六十五号)第四條第一項の規定に基づき、市街地区域外の道路で自動車の交通量がきわめて少ないと認められるもの指定

昭和四十一年七月三十日  
 鳥取県知事 石 橋 二 郎